

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学

受付番号	2024-2-082-0001
倫理審査（初回審査）	西暦 2025 年 2 月 12 日
研究課題名	庄内地方における新型コロナウィルス感染症流行期の罹患疾患の動向に関する研究
研究の対象	2011 年 1 月～2024 年 12 月の間に庄内余目病院で診察・治療を受けられた方
研究の概要 (試料・情報の利用目的及び利用方法)	研究目的：新型コロナウィルス感染症蔓延期にうつ病、統合失調症、不眠症、アルコール依存症、高血圧症、脂質異常症、大腿骨頸部骨折、骨粗鬆症が増加したか調査を行い、その原因の究明を行います。 研究の方法：患者さんの過去の診療情報を診療録（カルテ）から調査し、非感染蔓延期（2017 年～2019 年）と蔓延期（2020 年～2022 年）で比較して分析を行います。また、実際に増加していた疾患を特定できた場合はその原因について探求していきます。
研究期間	2025 年 2 月 12 日～2027 年 12 月 31 日
試料・情報の利用または提供開始予定日	2025 年 2 月 12 日～2027 年 12 月 31 日
調査データ該当期間	2011 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日
試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名	該当なし。
提供する試料・情報の取得の方法	本研究で取得する情報は、医療法人徳洲会 庄内余目病院における過去の診療の過程で取得されたものです。なお、庄内余目病院においても倫理委員会で承認を取得し、病院長の許可を受けた上で、「研究に用いる試料・情報の種類」に記載されている情報を取得します。
研究に用いる試料・情報の種類	情報：患者さんの診療録から以下のデータを収集させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> 患者基本情報（年齢、性別、身長、体重、生活拠点を置く市町村名、同居家族の有無と数） 患者疾患情報（主病名、併存症、既往症、処方薬） 入院経路（外来、救急外来、他院からの転院） 患者検査結果（血液検査、尿検査、骨密度検査、画像所見） 転帰（自宅退院、施設退院、病院転院、死亡退院） 在院日数

外部への試料・情報の提供	該当なし。
研究代表者名及び所属研究機関名	研究代表者：東北医科薬科大学 医学部老年・地域医療学教室 山方俊弘
研究組織 (共同研究機関名・研究責任者名)	本学の研究責任者 東北医科薬科大学 医学部老年・地域医療学教室 山方 俊弘 共同研究機関 医療法人徳洲会 庄内余目病院 院長 寺田 康
お問い合わせ先	<p>本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。</p> <p>また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。なお、お申し出による不利益が生じることはありません。ただし、すでにこの研究の結果が論文などで公表されている場合には、提供していただいた情報や試料に基づくデータを結果から取り除くことが出来ない場合があります。なお公表される結果には、特定の個人が識別できる情報は含まれません。</p> <p>【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】 〒983-8536 仙台市宮城野区福室 1-12-1 TEL 022-295-1221(代) 研究責任者：東北医科薬科大学病院 老年・地域医療学教室 山方 俊弘</p>

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜個人情報保護法第21条＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。 診療情報に関する保有個人情報については、東北医科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy_policy.html

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜個人情報保護法第33条＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合